

(旧)

平成27年度

2・3号認定利用者負担額表(市立保育所・特定教育・保育施設等共通)

Table with columns: 階層区分 (国階層, 市階層, 定義), 保育標準時間 負担額(月額) (3歳未満児, 3歳児, 4歳以上児), 保育短時間 負担額(月額) (3歳未満児, 3歳児, 4歳以上児). Rows 1-20.

【備考】

- 1. この表において「3歳未満児」、「3歳児」及び「4歳以上児」とは、年度の初日の前日における年齢とする。
2. 市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。
3. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。

【減額】

- 1. 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、2人目の利用者負担額は下段の金額とする。また、3人目以降は0円とする。
2. 2階層の母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の利用者負担額は0円とする。

○ 地域型保育事業は、上記、利用者負担額表に対して以下の割合となります。(100円未満切捨)

Table with 2 columns: 事業所内保育(保育に従事する職員すべてが保育士の場合)・小規模保育事業A型, 90/100; 家庭的保育・小規模保育事業C型, 80/100; 事業所内保育(その他)・小規模事業保育B型, 70/100.

(新)

平成29年度

2・3号認定利用者負担額表(市立保育所・特定教育・保育施設等共通)

Table with columns: 階層区分 (国階層, 市階層, 定義), 保育標準時間 負担額(月額) (3歳未満児, 3歳児, 4歳以上児), 保育短時間 負担額(月額) (3歳未満児, 3歳児, 4歳以上児). Rows 1-20.

【備考】

- 1. この表において「3歳未満児」、「3歳児」及び「4歳以上児」とは、年度の初日の前日における年齢とする。
2. 市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。
3. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。

【減額】

- 1. 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、2人目の利用者負担額は下段の金額とする。また、3人目以降は0円とする。
2. 2階層の母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の利用者負担額は0円とする。
3. 3～5階層の母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の利用者負担額は1000円減額した額とする。

○ 地域型保育事業は、上記、利用者負担額表に対して以下の割合となります。(100円未満切捨)

Table with 2 columns: 事業所内保育(保育に従事する職員すべてが保育士の場合)・小規模保育事業A型, 90/100; 家庭的保育・小規模保育事業C型, 80/100; 事業所内保育(その他)・小規模事業保育B型, 70/100.

